南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリック・コメント）の結果について

令和８年９月２日
環境省自然環境局

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、以下のとおり意見の募集（パブリック・コメント）を実施しました。

１．概要

（１）意見募集期間：令和8年6月 19 日（金）から令和8年7月 18 日（土）まで

（２）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

（３）意見提出方法：e-Gov の「意見提出フォーム」、郵送

２．意見募集の結果

（１）意見件数：5件　うち有効件数4件

（２）いただいた御意見と御意見に対する考え方：別紙のとおり

別紙

いただいた御意見と御意見に対する考え方

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	「領事官を通じた申請書類の提出に係る規定の削除」について、反対する。「インターネットが発達」と言うが、すべての地域で普及しているわけではない。インターネット未通地域や、電源・社会状況により使用できない事態も多いに想定し得る。その様な地域に対してこそ日本国の窓口となるのが、領事館の役目ではないのか。効率化の為に「通信の権利」「行政アクセス権」を侵害する改定には、反対する。	南極地域に至る場合、チリ、アルゼンチン、南アフリカ、オーストラリアを経て行くことが考えられますが、これらの国では、インターネットを用いて南極環境保護法に基づく確認申請又は届出の書類を環境省に送付することができるため、原案のとおりとさせていただきます。
2	環境事故の告知方法が、「官報」から「インターネット上」に変わっているが、すべての日本国住民がインターネットを利用しているわけではないはずだ。また、政府のサイトを定期的に確認している者など、ほんの僅かだろう。公共の利益とは、「すべての」人に対して行われなければならない。最大公約数のみで良い、というわけではない。役所での告示、メディアへの掲載、インターネットメディアでの掲載等、広い手段をすべて活用し、取りこぼしを防ぐべきだろう。 また、書類申請についてもインターネット申請の一本化を図るつもりの様だが、これも反対だ。どの国でも全ての人が安定したインターネット環境に繋げる、という想定は、現実的ではない。ここでも取りこぼしを防ぐため、書類申請を残すべきだ。そもそも、災害などでインターネットが使えなくなる事態も、有り得るはずだ。(政府与党が他国との武力対決を想定している現状では、尚の事)万一の手段として、書類による公示・申請の経路は、保存しておく	本件改正省令第 33 条においては、環境上の緊急事態が発生した旨等の公示の方法について、「インターネットの利用その他の適切な方法により行うものする」としており、当該規定は、公示の方法をインターネットに限定するものではなく、状況に応じて、適切な方法によって公示を行うことを可能とするための改正であるため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、南極地域活動計画の確認申請に係る書類提出については、インターネット申請に一本化を図ることは考えておらず、今回の改正省令中に、そのような内容を定める改正規定は含まれておりません。

	べきだろう。	
3	改正後規則第８条の２は、「回避」と「最小限にとどめる」のみを対応措置として規定している。しかし、これでは、更に費用を掛ければ悪影響を削減できるため最小限ではないが、費用対効果等の理由により更なる措置を行わないといった対応が採りにくくなる。 また、議定書第２条(f)も、「封じ込める」という文言を加えている。したがって、同規則第８条の２においても、「封じ込める」という文言を加えるか、「回避又は削減」などとすべきである。	御指摘を踏まえ、本件改正省令第８条の２は、次のとおり修正することといたします。 ―――――――――――――――――――― （対応措置） 第八条の二　法第三条第十六号の環境省令で定める対応措置は、環境上の緊急事態が発生した後にとられる合理的な措置であって、損壊等した船舶、航空機又は車両等の除去、排出された油又は南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある物質（以下この条において「油等」という。）の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去（浄化を含む。）その他の当該環境上の緊急事態が南極地域の環境に及ぼす悪影響を回避し、最小限度にとどめ、又は封じ込めるために行われるものをいう。 ――――――――――――――――――――
4	南極の環境を守るための規制強化に賛成です。そのうえで、下記３点の厳格化を希望します。 1. 書類不備や名義変更による責任逃れの防止 日本法人は当然ですが、外国人法人であっても、申請書類の誤字脱字、名義のすり替え、または事後の計画倒産等によって「法的な責任主体」を曖昧にし、責任を逃れる隙を与えないよう、海外本社による連帯保証の義務付けや、事前審査段階での厳格なサイン・法人登記確認を徹底してください。	1. について 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第 36 号。以下「改正法」という。）第 32 条第２項の規定により、偽りその他不正の手段により南極地域活動計画の確認を受けたときは、当該違反行為をした者には、罰則が適用されます。また、南極地域活動計画の申請書の確認の段階でも、書類不備等がある場合には、申請書の訂正を求め、要件を満たさないものについては、当該南極地域活動計画の確認を

		拒否するなど、厳格な審査に努めてまいります。
	2. 事故発生時の「そのまま海外逃亡」への対策 南極現地で事故を起こした外国法人の船舶等が、日本の港に戻らず本国や第三国へそのまま海外逃亡・帰港した場合、費用の回収が極めて困難になります。事前の計画確認において、万が一の逃亡時に「国際的な強制執行や、南極条約締約国間での迅速な船舶・資産の差し押さえ連携」が確実に機能する立て付けになっているか、審査基準を明確にしてください。	2. について 環境上の緊急事態を生じさせた主宰者が、納付期限までに、改正法に規定する負担金又は納付金を納付しない場合には、改正法第 25 条第２項から第７号及び第 26 条の規定により、環境大臣が督促や滞納処分を行うこととしています。法定の手続に則り適切な徴収を行うとともに、事前の確認申請の段階で、確実に負担金等の負担を行うことができる資金の調達手段を備えている主宰者に対してのみ南極地域活動計画の確認をすることとしており、厳格な審査に努めてまいります。
	3. 日本人・日本法人による「海外隠し資産」への目配り 対象が日本人や日本法人であっても、実質的な資産を海外の口座や不動産に隠し持っていた場合、事故後の国による費用回収は外国法人相手と同様に泥沼化するリスクがあります。日本法人、外国法人問わず、事前の審査段階で「国際的に即座に強制執行・支払い請求が可能な大手保険会社の保証契約」が完全に結ばれているかを、一律で厳格にチェックしてください。 不測の事態が起きた際、日本が管理不足を国際社会から非難されない、また多額の損害賠償をしはらうことがないよう、これら審査運用の強化を強く求めます。	3. について 改正法第 12 条第２項の規定により、国の機関以外の主宰者は、日本人か外国人か、又は日本法人か外国法人かを問わず、環境上の緊急事態が発生した場合に負担する負担金等について、当該負担金等の額として議定書附属書Ⅵ第９条１に規定する最高限度額までの額を負担することを担保するため、保険契約の締結その他の負担金等の負担を確実に行うための措置を講じなければならないとされており、南極地域活動計画の確認申請に当たっては、当該資金の調達手段に関する事項を記載した申請書を環境大臣に提出することとなっています（改正法第６条第１項第９号）。これに対して、環境大臣は、その資金の調達手段が、当該資金の確保のために適当なものであると認められるか否かを審査することとされており（改正法第７条第１項第３号）、具体的には、申請書様式（様式第１の２（第 10 条関係））別紙５－１（資金調達手段の詳細）の記載内容の確認のほ

		か、申請書と併せて提出させる、別紙５－１の記載事項を証する書類（保険証書、保険金額が明確にわかる書類、自己資金が存在することを示す貸借対照表等、申請者と船舶所有者との間の契約書、覚書等）を厳格に確認することにより、支払いを確実に行わせます。

以上